

スマホを連絡手段としているお客様へ大切なご案内です。

< 携帯電話使用等により交通の危険を生じた場合 >

改正前 2点 → 改正後6点 (即免許停止)

2019年12月1日より道路交通法が改正され、車で走行しながらのスマートフォンや携帯電話端末などを使用する、いわゆる「ながら運転」が厳罰化されました。

これに伴い携帯電話等使用時の違反点数・反則金なども約3倍と大幅に引き上げられ、スマホ等を利用したの「ながら運転」は1点から3点、事故など交通の危険に結びついた場合は、即免許停止になります。

スマホで業務・配車連絡していらっしゃるお客様はぜひこの機会に道交法対応のIP無線をご検討しませんか？

常に携帯したいならコレ



A906

< 高速回線4G/LTE >

< とてもクリアな音声 >

< 携帯機：軽量200g >

< 携帯機：長持ちバッテリー >

※携帯機はスピーカーマイク接続にすることで
道交法違反の対象外になります

車両に固定したいならコレ



A901M

通信費 + 無線機代コミコミ

【個人事業主の方にもご利用いただけます】

2,900円/台～

※お申し込みには審査がございます

まだ間に合います！このままFAX下さい

※ご記入いただいた個人情報は弊社のサービス案内のみに使用し第三者に情報を提供することは致しません。

FAX 044-933-1014

貴社名

ご連絡先

ご担当者様

<HP><https://jeiesu.com>

2019年
11月末
受付分
まで

株式会社ジェイエス TEL 044-571-2402 担当 ゴトウ